

京都市消防局訓令乙第4号

各 部  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防局災害活動組織の編成及び運用に関する規程の一部を次のように改正する。

平成30年9月26日

京都市消防局長 荒木俊晴

第16条第2項本文中「別表第4」を削る。

第24条を次のように改める。

(平常警防態勢における部隊要員の指名)

第24条 平常警防態勢における部隊の要員は、次の表の左欄に掲げる部隊の区分に応じ、同表の中欄に掲げる部隊の要員に指名する者の中から、同表の右欄に掲げる所属長が指名するものとする。

部隊の区分	部隊の要員に指名する者	所属長
統括指揮隊	消防救助課に所属する消防吏員	消防救助課長
本部救助隊	消防救助課に所属する消防吏員	消防救助課長
	南消防署に所属する消防吏員	南消防署長
特別装備隊（無線中継車の運用に限る。）	情報指令課に所属する消防吏員	情報指令課長
特別装備隊（無線中継車の運用を除く。）	支援課に所属する消防吏員	支援課長
航空機隊	消防救助課に所属する消防吏員	消防救助課長
署警防本部に配置する部隊	当該署警防本部に所属する消防吏員	当該署長

2 前項に規定するもののほか、統括指揮隊及び本部救助隊の要員の指名に関し必要な事項は別に定める。

第26条第1項の表中

本部指揮救助隊	活動組織規程第6条第2項から第4項まで	を
署指揮隊	活動組織規程第7条第2項から第4項まで	

統括指揮隊	活動組織規程第6条第2項から第4項まで	に、
本部救助隊	活動組織規程第7条第2項から第4項まで及び第6項	
署指揮隊	活動組織規程第8条第2項から第4項まで	

「第11条」を「第12条」に改め、同表特別装備隊の項中「第13条」を「第14条」に改める。

別表第1 2署警防本部の項中「20隊」を「21隊」に改め、同表3局警防本部の項中「本部指揮救助隊（救助を担当する隊）」を「本部救助隊」に改め、同表3署警防本部の項中「36隊」を「37隊」に改め、同表4局警防本部の項中「本部指揮救助隊（指揮を担当する隊）1隊、本部指揮救助隊（救助を担当する隊）2隊」を「北部方面統括指揮隊1隊、本部救助隊2隊」に改め、同表4署警防本部の項中「48隊」を「50隊」に、「93隊」を「86隊」に改める。

別表第4 警防本部別の項中 

6	12
---	----

 を 

5	11
---	----

 に、

左	京	2	4	3	6	4	14
---	---	---	---	---	---	---	----

 を

左	京	3	5	4	7	5	13
---	---	---	---	---	---	---	----

 に、

9	16
12	18

 を 

5	12
11	17

 に、

7	11	20
---	----	----

 を 

8	11	21
---	----	----

 に、

3	1	2	7
---	---	---	---

 を

4	1	2	8
---	---	---	---

 に、

計	20
---	----

 を 

計	21
---	----

 に、「45」を「46」に、

「36」を「37」に、「73」を「74」に、「47」を「50」に、「93」を「86」に、「165」を「161」に改め、同表増強部隊合計の項中「20」を「21」に、「46」を「47」に、「36」を「37」に、「75」を「76」に、「47」を「50」に、「93」を「86」に、「170」を「166」に改め、同表備考中「本部指揮救助隊」を

「統括指揮隊，本部救助隊」に改める。

附 則

この訓令は，平成30年10月1日から施行する。

(消防局警防部警防計画課)